高校生活について

生徒心得

１．校内生活

(1)　登校・下校・欠席・早退・外出・遅刻について

①　登校は８時 40 分までに各ホームルームで着席していること。

②　欠席や遅刻をする場合は、必ず保護者が事前に電話もしくは生徒手帳に記載・押印のうえ担任に連絡するものとする。

③　早退・外出の場合は、許可書に記入し、担任の許可を受けるものとする。

④　登校時間や授業に遅刻した場合は、職員室から入室許可書を受け取り、担任または教科担任に提出するものとする。

(2)　授業を受ける姿勢及び学習に適する環境の維持について

①　授業の始めと終わりは「礼」をする。

②　授業に必要な教科書・教具の貸借は認めない。

③　始業前には、きちんと着席し、授業の準備をする。

④　教科書・教具は必ず持ち帰るとともに、学習に不必要な雑誌類・娯楽品等は、持参しない。

⑤　校舎内の整理整頓に心掛けるとともに落書きや故意の破損はしてはならない。

⑥　携帯電話については､敷地内および教育活動中は使用を禁止する｡電源を切って、カバンの中に収納すること。

(3)　校内におけるマナーについて

①　校長室・職員室・事務室などでは、入退室のマナーを守ること。

②　特別な場合を除き帽子・コート・手袋類は校舎内で着用しないこと。

(4)　所持品・携行品について

①　生徒手帳（身分証明書）は、校内外を問わず携行する。

②　多額の金銭、貴重品は持参してはならない。学校納金は登校後すみやかに納入する。

２．校外生活

(1)　通学について

①　交通ルールを守り、高校生として良識ある行動をとること。

②　公共機関による乗り物を利用する際は、他の乗客の迷惑になる行動を慎み安全に留意すること。

③　登下校時には家族以外の車への同乗をしてはいけない。

(2)　夜間外出・外泊について

①　外出時は必ず保護者に行き先を明らかにする。

②　夜間外出は午後 10 時 00 分までとし､以降の外出については､保護者同伴とする。

③　外泊は原則として認めない。

④　未成年者の立入禁止場所へは入ってはいけない。

(3)　自転車通学について

①　自転車通学をしようとするものは、保護者を通して許可願を提出しなければならない。

②　自転車通学は、経路が妥当であり、車体が整備されている場合のみ許可する。ただし、積雪時は除く。

③　許可期間は別に定める。

④　交通道徳・道路交通法を遵守すること。特に夜間は照明を点灯し、並進、二人乗り、他人への貸与はしないこと。

⑤　車体には常に学校の許可ラベルを貼り付けておくこと。

⑥　登校後自転車は、指定された場所に施錠し、整頓しておくこと。

(4)　原動機付自転車及び自動二輪運転免許の取得は認めない。

(5)　普通自動車運転免許の取得は別に定める。

(6)　アルバイトについて

①　生徒がアルバイトを希望する場合は、保護者の同意を得て所定の様式をもって、生徒指導部に届け出ること。

②　場所については、風俗営業に関するもの（主に居酒屋等酒類を多く提供する場所やパチンコ店など）や、危険が伴うと予想されるもの、また、長距離にわたって交通機関を利用するものや、住み込みまたは宿泊を伴うもの以外とする。

③　アルバイトをする者は、学校生活を優先すること。

④　定期考査１週間前はアルバイトをしない。

⑤　欠席・遅刻・服装など日常の生活態度をきちんとすること。

服装等に関する規定

１．服装・頭髪について

(1)　服装関係

①　上　　着…学校指定のブレザー。変形、改造、学校指定以外の付属品（アクセサリー、ボタン）の着用を認めない。

②　ワイシャツ…白無地のワイシャツを着用する（開襟不可）。襟や喉元に装飾のないものとする。

③　ベ　　スト…学校指定品のみ着用可。ただし、学校指定のニットベスト・カーディガン（任意購入）を着用する際はその限りでない。

④　ボ　ト　ムス…学校指定のスラックスまたはプリーツスカートとし、スカート丈については膝が隠れることとする。変形、改造は認めない。

⑤　ベ　　ルト…スラックス着用時には必ず着用するが、華美なものは避ける。

⑥　靴下・タイツ…白・黒・紺・グレー等とし、華美なものは避ける。またストッキング・タイツは黒とし、上に重ねてはく場合は黒・紺・グレーのショートソックスを着用もしてもよいこととする。

⑦　ネクタイ・リボン…学校指定のネクタイまたはリボンを着用することとする。

⑧　そ　　の　　他

ア．コート・ジャンパーは華美にならないようにする。

イ．上靴は学校指定の運動靴とする。

ウ．ニットベスト・カーディガンは学校指定品のみとする。ブレザーの中に着用することのみ許可し、ブレザーの上、もしくはブレザーを着用せずに着ることは不可とする。

また、学校指定品以外のカーディガンやパーカー等をブレザーの中に着用することは認めない。

⑨　夏期略装

夏に定められた期間にはブレザー・ネクタイ・リボンを着用しなくて良い。白無地のワイシャツまたはポロシャツを着用すること。夏期の期間ベストを着用しないときはワイシャツの下には肌着を着用する。なお、胸元のワンポイントは規定の範囲ではない。

※ポロシャツについて

・ブレザー着用の際はすそを出してはいけない。

・儀式の際は不可とする。

２　身だしなみ関係

(1)　頭髪関係

①　高校生らしい清潔で端正な髪型とする。

②　パーマ・染色・脱色・変形など頭髪の加工を禁止する。

(2)　装飾品関係

①　装飾品（指輪・ピアス・ネックレス・カラーコンタクトなど）は身につけない。

②　化粧をしない（つけまつげ・まつげエクステ・マニキュア・香水を含む）。

(3)　その他

やむを得ない事情で異装をするときは所定の手続きを経ること。なお、通常のクリーニングは異装を認めない。